

自立支援医療（精神通院）制度

●自立支援医療（精神通院）制度とは？

精神の疾病やそれに付随する症状で通院されている方のための制度です。申請することで通院時にそれらの症状でかかった医療費が原則 1 割負担になります。また、本人と同じ医療保険に加入している方の所得（市民税額）等に応じた月額負担上限額もあります。

●新規申請に必要なものは？

1. 申請書
2. 診断書（申請日時点で診断書記載日から 3 か月以内のもの）
3. 同意書
4. 健康保険証のコピー・・・本人の分
5. 印鑑※1
6. 自立支援医療世帯状況届及び同意書※2

※1 同じ健康保険に加入している人数分の印鑑をご持参願います。

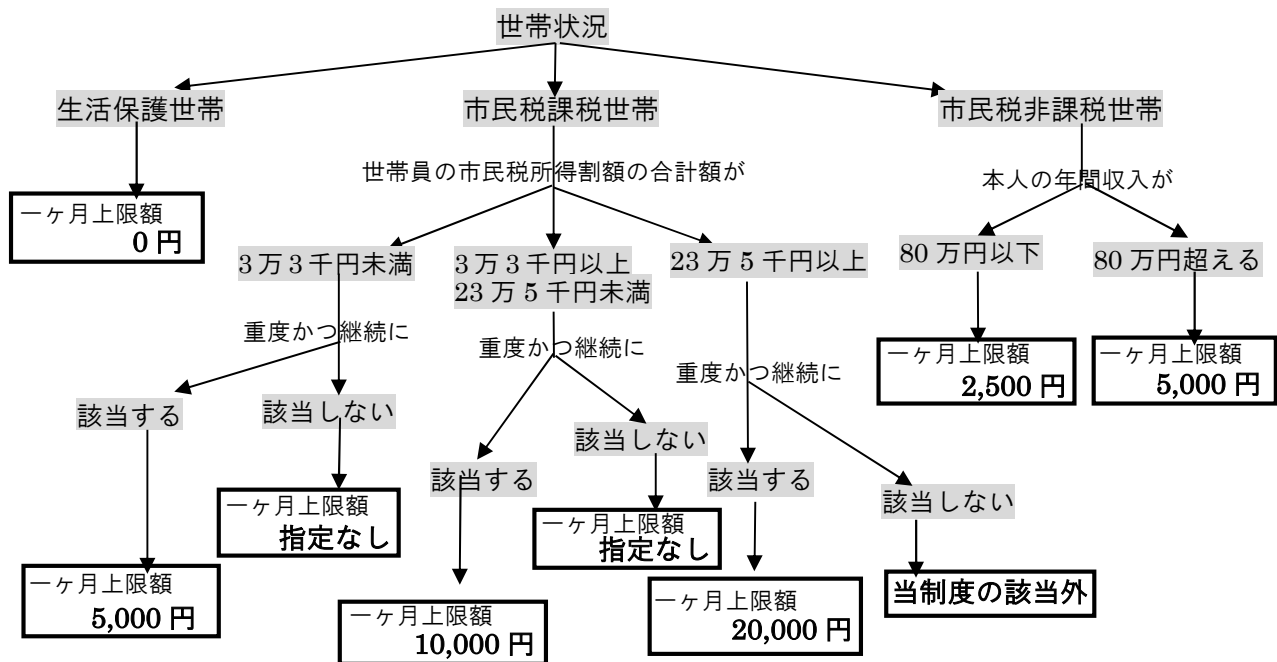
※2 同意いただけない場合は所得課税証明書（発行には 300 円必要となります）が必要となります。

7. 個人番号カードまたは通知カード（マイナンバーの分かる書類）※3

※3 同じ健康保険に加入している方全員分が必要となります。なお、申請が 1 月～6 月の間は前年の 1 月 1 日（申請が 7 月～12 月の間は当該年の 1 月 1 日）に敦賀市に住所があった方や、所得課税証明書（発行には 300 円が必要となります）もしくは市民税が分かる書類を提出いただける方は必要ありません。

8. 年金証書、振込み通知書または年金が振り込まれている通帳（申請が 7 月～12 月の間は前年 1 年分、1 月～6 月の間は前々年 1 年分）・・・市民税非課税世帯で年金受給者の方

9. 手当（特別児童扶養手当 等）が振り込まれている通帳・・・市民税非課税世帯で手当受給者の方



●有効期間・更新は？

有効期間は原則 1 年間です。申請受理後にお送りする受給者証に有効期限が記載されてありますので、ご確認下さい。更新は有効期限の終了する 3 ヶ月前から行うことができます。受給者証を添え、新規申請同様（診断書のみ原則、2 年に 1 度の提出）の手続きを行って下さい。

< 問い合わせ先 >

敦賀市中央町 2 丁目 1-1

敦賀市役所 地域福祉課（9 番窓口）

TEL: 0770-22-8176